

令和5年度事業計画

総務部

1. 会員指導に関する事項

- (1) 法令の改正等の周知並びに指導
 - ・その他必要な規則及び様式の変更作成等
 - (2) 綱紀に関する情報の早期収集及び対応
 - ・引き続き各支部からの情報提供を願う
 - ・土地家屋調査士法第3条違反者の情報収集と対策・対応の検討と実施
- ※秋田地方法務局より、「土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査の委嘱」があれば受嘱する。

2. 会務運営に関する事項

- (1) 規制改革に係る会員への情報の早期伝達
- (2) 会組織改革についての対応
 - ・会員減少に対応する組織としての継続検討の実施
- (3) 会及び会員への苦情に対する対応
- (4) 情報の公開に関する対応
- (5) 紛議の調停に関する対応

3. 渉外に関する事項

- (1) 日調連並びに東北ブロック協議会との協調
- (2) 東北ブロック協議会第68回定時総会担当会としての対応
- (3) 関係官公庁、司法行政職能団体との交流並びに協調
- (4) 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、秋田県土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会
- (5) 秋田地方法務局との情報交換会

財務部

1. 財務事務の明確化と管理運営に関する事項

- (1) 会計管理及び金銭出納事務の明確化
- (2) 収支についての検討
- (3) 日調連からの事業助成金の使途について

2. 参考図書の斡旋

3. 福利厚生の実施

- (1) 国民年金基金の加入推進
- (2) 各種保険の加入推進

業 務 部

1. 「土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等」に関する事項

登記基準点測量マニュアル（令和4年4月）、土地家屋調査士土地報酬額算定参考資料（令和4年4月）、ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル（令和4年5月）、一筆地測量マニュアル（令和4年12月）が発刊となったため精査検討を行う。

2. 「表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱い」に関する事項

法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長へ通達が発出されたことに伴い、秋田地方法務局事務取扱要領が改訂されたため、精査検討を行う。

3. 「所有者不明土地の解消に向けての法改正等」に関する事項

民法・不動産登記法の一部改正（令和5年4月1日から段階的に施行）、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和5年4月27日施行）により、所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わることから、精査検討を行う。

国庫帰属については、相談及び境界確認等が増えることが予想されるため、詳細な説明ができるように、相談マニュアルについて精査し作成を行う。

4. 秋田大学理工学部の測量学・測量実習及び寄附講座に関する事項

(1) 測量学

年15回の測量学（必修科目：準備・講義・採点等）における、講義の講師派遣について調整する。

(2) 測量実習

年30回のうち15回について測量実習（必修科目：GNSS測量・ドローン測量等）における、講義の講師派遣について調整する。

(3) 特別講義

令和5年度の学部3年あるいは2年の「職業研究」科目として開催することで調整する。

研 修 部

1. 研修会・勉強会の企画運営

(1) 全県総合研修会（2回）企画開催

・ADRの認証に伴い、ADR運営規程が適用され、本会の会員はADR研修を受講するよう努めなければならない。そのため、全県総合研修会の講義内容の検討時に、ADR運営規程で定められている研修項目と時間数を勘案して講義内容の検討を行う。

・集合形式およびオンライン形式を導入し、オンライン形式での配信の不具合を解消しつつ定着させていきたい。

(2) 勉強会の企画開催モデルの検討

会員自らが興味深い分野について研修（研鑽）の機会を作り出す環境を備えることにより、能動的自己研鑽の実現を目指す。

- (3) 秋田会新人研修の企画開催
- (4) 年次研修の実施（第3期：令和3年度～令和7年度）
日 時：令和5年11月10日(金) 午後1時～午後4時（予定）
場 所：ホテルメトロポリタン秋田

広 報 部

1. 秋田県が発行する広報誌への広告掲載
2. 会報年2回の発行（8月、1月）
3. 土地家屋調査士の日（7月31日）の表示登記無料相談会開催
4. 年度末（3月）会報ホームページ版発行
5. 広報グッズの作成

各 委 員 会

- ・表示登記研究会
- ・会報編集委員会
- ・秋田県司法行政職能団体連絡協議会（九士会）
- ・綱紀委員会
- ・紛議調停委員会
- ・賠償責任保険事故処理委員会
- ・災害対策委員会
- ・選挙管理委員会
- ・社会事業推進委員会

令和5年度秋田境界ADR相談室事業計画

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 運営委員会（補助委員含む） | 2回 |
| 2. 事前相談（個人事務所） | 5回 |
| 3. 月例事前相談（相談室） | 7回 |
| 4. 相談期日 | 3回 |
| 5. 調停期日 | 2回 |
| 6. 関与員研修・養成講座 | 3回 |
| 7. 市町村等相談窓口へのPR活動 | |
| 8. 制度のPRを兼ねた無料相談会等への参加 | |
| 9. その他 | |

指定を受けた個人事務所（土地境界の困りごと相談窓口）での事前相談を継続運用する。